

令和 6 年第 4 回 さくら市議会 定例会提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	専決処分承認を求めることについて（令和6年度さくら市一般会計補正予算（第5号））	P 4
2	さくら市学校給食センター条例の制定について	P 5
3	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P 5
4	さくら市国民健康保険条例の一部改正について	P 6
5	さくら市図書館条例の一部改正について	P 6
6	さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	P 6
7	さくら市水道法施行条例の一部改正について	P 7
8	令和6年度さくら市一般会計補正予算（第6号）	P 7
9	令和6年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	P 9
10	令和6年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第2号）	P 9
11	令和6年度さくら市下水道事業会計補正予算（第1号）	P10
12	指定管理者の指定について	P10
13	市道路線の認定について	P11
14	人権擁護委員候補者の推薦について	P11
15	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P11
16	議案説明資料 参照法令等	P13
17	さくら市学校給食センター条例案新旧対照条文	P15
18	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文	P18
19	さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P21

番号	項 目 名	ページ
20	さくら市図書館条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P22
21	さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P24
22	さくら市水道法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P25

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 1 件、条例 6 件、予算 4 件及びその他の議案等 6 件であります。

議案第 1 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要についてご説明申し上げます。

議案第 1 号の専決処分は、令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 5 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1,917 万 5 千円を追加し、予算の総額を 224 億 5,009 万 5 千円といたしました。

歳入では、16 款県支出金で、衆議院議員総選挙費 1,827 万 8 千円、20 款繰越金で、前年度繰越金 89 万 7 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、2款総務費で、住民情報関連システム管理事業費78万8千円、衆議院議員総選挙費1,838万7千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第2号は、さくら市学校給食センター条例の制定についてであります。

本案は、さくら市学校給食センターの開設に伴い、給食センターの所在地の変更及び給食センター運営委員会の構成委員を見直すなど、必要な事項を条例で定めるため、条例を制定するものであります。

議案第3号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法第 127 条第 1 項の一部が改正され、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、規定を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、さくら市図書館条例の一部改正についてであります。

本案は、さくら市氏家図書館及びさくら市喜連川図書館の開館時間及び休館日を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、本市水道事業の変更認可申請に伴い、給水人口の変更など、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、さくら市水道法施行条例の一部改正についてであります。

本案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うとともに、条例名をさくら市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例に変更するものであります。

議案第8号は、令和6年度さくら市一般会計補正予算（第6号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に5億7,202万5千円を追加し、予算の総額を230億2,212万円とするものであります。

歳入の主なものでは、10款地方特例交付金で、地方特例交付金2億402万5千円、11款地方交付税で、普通交付税1億9,173

万 5 千円、15 款国庫支出金で、医療扶助費等国庫負担金 1 億 457 万 6 千円、農業用施設災害復旧費補助金 2,678 万円、18 款寄附金で、ふるさとづくり寄附金 1 億円を追加、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 1 億 5,500 万 9 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、ふるさとづくり寄附事業費 8,047 万 5 千円、3 款民生費で、生活保護者扶助事業費 1 億 7,631 万 5 千円、4 款衛生費で、定期予防接種事業費 1 億 702 万 5 千円、8 款消防費で、消防施設管理事業費 2,161 万 6 千円、10 款災害復旧費で、農業用施設災害復旧事業費 4,120 万円を追加し、計上いたしました。

また、職員の人事異動等の調整に伴う人件費を、該当科目にそれぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、児童館等管理運営事業で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、議会だより発行業務委託ほか 7 件を追加するものであります。

第 4 表地方債の補正は、公有財産管理運用事業費、農業用施設災害復旧事業費を追加、臨時財政対策債ほか 3 件の限度額を

変更するものであります。

議案第 9 号は、令和 6 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、歳入で、3 款繰入金の一般会計繰入金（健診事業分）1,405 万 9 千円を減額、5 款諸収入の後期高齢者健診事業負担金 1,405 万 9 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 10 号は、令和 6 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 2,255 万円を追加し、予算の総額を 41 億 6,349 万 5 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、4 款支払基金交付金で、地域支援事業支援交付金 591 万 3 千円、8 款繰入金で、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）777 万 5 千円を追加し、計上いたしました。

歳出の主なものでは、3款地域支援事業費で、介護予防・生活支援サービス事業費 2,190 万円を追加し、計上いたしました。

議案第 11 号は、令和 6 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条債務負担行為で、汚水枦等設置業務委託を追加するものであります。

議案第 12 号は、さくら市図書館に係る指定管理者の指定についてであります。

本案は、さくら市氏家図書館及びさくら市喜連川図書館の指定管理の期間が令和 7 年 3 月 31 日で終了するため、新たに令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで、大高商事・図書館流通センター共同事業体に行わせるにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 13 号は、市道路線の認定についてであります。

本案は、市が推奨する企業誘致において、開発行為に伴い整備する道路を市道に認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現委員、小堀^{こぼり} 俊子^{としこ}氏が令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

報告第 1 号から報告第 3 号までは、損害賠償の額の決定に係る、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分をすることができるものとして、100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関することについて専決処分をしたので、

同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(14) 略

(15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 略

〔長の専決処分〕

第 179 条 普通地方公共団体の議会在が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において

「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

◎ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

◎ 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年 第 1 回さ くら市議 会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

改 正 案					現 行				
別表第 1 (第 2 条関係)					別表第 1 (第 2 条関係)				
名称		位置		設置年月日	名称		位置		設置年月日
略		略		略	略		略		略
さくら市喜連川運動場		さくら市喜連川 886 番地		昭和 60 年 4 月 1 日	さくら市喜連川運動場		さくら市喜連川 886 番地		昭和 60 年 4 月 1 日
さくら市喜連川運動場テニスコート		さくら市喜連川 811 番地		平成 7 年 4 月 1 日	<u>さくら市鷺宿運動場</u>		<u>さくら市鷺宿 4432 番地 2</u>		<u>昭和 62 年 4 月 1 日</u>
略		略		略	さくら市喜連川運動場テニスコート		さくら市喜連川 811 番地		平成 7 年 4 月 1 日
略		略		略	略		略		略
別表第 2 (第 8 条関係)					別表第 2 (第 8 条関係)				
1 略					1 略				
2 略					2 略				
3 略					3 略				
4 さくら市運動場使用料					4 さくら市運動場使用料				
区分	単位	使用料		摘要	区分	単位	使用料		摘要
		施設使用料	照明使用料				施設使用料	照明使用料	
さくら市喜連川運動場	全面	1 時間	500 円	2,000 円	さくら市喜連川運動場	全面	1 時間	500 円	2,000 円
	片面	1 時間	250 円	1,000 円		片面	1 時間	250 円	1,000 円
	ゲートボール場	1 人 1 時間	300 円	-		ゲートボール場	1 人 1 時間	300 円	-
栃木県央都市圏又は栃木県塩谷広域圏に属する市町に					栃木県央都市圏又は栃木県塩谷広域圏に属する市町に				

改 正 案						現 行					
					居住する者又は同市内に所在する学校、官公署、事業所に在学し、若しくは在職する者で60歳以上のものが利用する場合は、無料とする。						居住する者又は同市内に所在する学校、官公署、事業所に在学し、若しくは在職する者で60歳以上のものが利用する場合は、無料とする。
さくら市喜連	球場1面	1時間	300円	1,000円		<u>さくら市</u> 鷺宿	<u>全面</u>	<u>1時間</u>	<u>300円</u>	二	

改 正 案						現 行					
川 高 校 跡 地第1 グ ラ ウ ン ド						運 動 場					
略	略	略	略	略		さ く ら 市 喜 連 川 高 校 跡 地第1 グ ラ ウ ン ド	球場1 面	1 時間	300 円	1,000 円	
備考 略						略	略	略	略	略	
5 略						備考 略					
6 略						5 略					
						6 略					

改 正 案	現 行
<p>(請求及び要求による監査)</p> <p>第2条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の9第3項の規定による監査の要求があったときは、監査委員は、当該監査の請求又は監査の要求があった日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求及び要求による監査)</p> <p>第2条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の8第3項の規定による監査の要求があったときは、監査委員は、当該監査の請求又は監査の要求があった日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p>

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年さくら市条例第164号）（第2条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (令和5年さくら市条例第28号) (第3条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに必要な事項を定めるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(罰則)</p> <p>第16条 本市は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした</p> <hr/> <p>場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第16条 本市は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p>

改 正 案			現 行		
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第 4 条 図書館の開館時間及び休館日は、次表のとおりとする。ただし、さくら市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは休館することができる。</p>			<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第 4 条 図書館の開館時間及び休館日は、次表のとおりとする。ただし、さくら市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは休館することができる。</p>		
区分	開館時間	休館日	区分	開館時間	休館日
さくら市 氏家図書館	午前9時から午後7時まで	(1) 毎月第2金曜日及び第4金曜日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで (3) 特別整理期間（年10日以内）	さくら市 氏家図書館	午前9時30分から午後6時まで	(1) 金曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（ただし、当該日が金曜日に当たるときは、その前日） (3) 12月29日から翌年1月3日まで (4) 館内整理日（毎月第4木曜日） (5) 特別整理期間（年10日以内）
さくら市 喜連川図書館		(1) 毎月第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで (3) 特別整理期間（年10日以内）	さくら市 喜連川図書館		(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（ただし、当該日が月曜日に当たるときは、その翌日） (3) 12月29日から翌年1月3日

改 正 案	現 行		
			まで (4) <u>館内整理日</u> (毎月第4木曜 日) (5) <u>特別整理期</u> 間 (年 10 日以 内)

さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成17年さくら市条例第164号)

(1/1)

改 正 案				現 行			
別表 (第3条関係)				別表 (第3条関係)			
名 称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	名 称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
上水道	上阿久津、氏家、草川、大中、向河原、富野岡、氏家新田、櫻野、馬場、押上、長久保、蒲須坂、松島、箱森新田、松山新田、狭間田、松山、上野、柿木澤、柿木澤新田、鍛冶ヶ澤、北草川一丁目、北草川二丁目、卯の里一丁目、卯の里二丁目、卯の里三丁目、卯の里四丁目、卯の里五丁目、きぬの里一丁目、きぬの里二丁目、きぬの里三丁目、きぬの里四丁目、きぬの里五丁目、葛城の一部、喜連川の一部、鷺宿の一部、小入の一部、早乙女の一部、上河戸の一部、下河戸の一部、南和田の一部、金枝の一部、鹿子畑の一部、穂積の一部及び宇都宮市芦沼町の一部	<u>4</u> 万 <u>900</u> 人	<u>1</u> 万 <u>8,600</u> 立 方 <u>メー</u> <u>トル</u>	上水道	上阿久津、氏家、草川、大中、向河原、富野岡、氏家新田、櫻野、馬場、押上、長久保、蒲須坂、松島、箱森新田、松山新田、狭間田、松山、上野、柿木澤、柿木澤新田、鍛冶ヶ澤、北草川一丁目、北草川二丁目、卯の里一丁目、卯の里二丁目、卯の里三丁目、卯の里四丁目、卯の里五丁目、きぬの里一丁目、きぬの里二丁目、きぬの里三丁目、きぬの里四丁目、きぬの里五丁目、葛城の一部、喜連川の一部、鷺宿の一部、小入の一部、早乙女の一部、上河戸の一部、下河戸の一部、南和田の一部、金枝の一部、鹿子畑の一部、穂積の一部及び宇都宮市芦沼町の一部	<u>4</u> 万 <u>5,600</u> 人	<u>1</u> 万 <u>9,700</u> 立 方 <u>メー</u> <u>トル</u>

改 正 案	現 行
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>2年以上</u>、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については<u>3年以上</u>、同条第5号に規定する学校を卒業した者については<u>4年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) <u>5年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程<u>並びにこれらに相当する課程</u>以外の課程__を修めて卒業した（当該課程__を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>2年6月以上</u>、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）については<u>3年6月以上</u>、同条第5号に規定する学校を卒業した者については<u>4年6月</u></p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条の規定により水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目</u> _____を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>4年以上</u>、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については<u>6年以上</u>、同条第4号に規定する学校を卒業した者については<u>8年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) <u>10年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>5年以上</u>、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）については<u>7年以上</u>、同条第4号に規定する学校を卒業した者については<u>9年以</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>学校を卒業した者</u>ごとに規定する最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者 (選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であって、<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者</u>であって、<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p><u>上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第2号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>卒業した者</u>ごとに規定する最低経験年数<u>以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p>